

名古屋港港湾機能継続計画・感染症編

令和6年2月

(2024年2月)

名古屋港感染症BCP協議会

策定、改訂等の履歴一覧

版数	日付	概要
1	令和4年(2022年)2月	新規策定
2	令和5年(2023年)2月	協議会構成員の追加及び表7-2、7-4の更新等
3	令和6年(2024年)2月	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う更新(対象とする感染症、ガイドライン等)

目次

	頁
1 基本方針	1
2 名古屋港感染症 BCP で対象とする感染症	2
2.1 名古屋港感染症 BCP で対象とする感染症	2
2.2 新型コロナウイルス感染症の概要	2
3 名古屋港感染症 BCP の目標	3
4 名古屋港感染症 BCP で想定する対応期間・流行段階	4
5 実施体制	6
6 各流行段階において想定されるリスク	8
7 対応計画	12
8 マネジメント計画	30

1 基本方針

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナウイルス」という）は、2019年12月に確認されて以来、感染が国際的に広がりを見せ、2020年1月31日に世界保健機関（WHO）が、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と宣言するまでに至った。世界各国で緊急事態宣言が出され、一部都市ではロックダウンが行われるなど、国境を越えた世界経済のリスクを顕在化させる中、グローバル・サプライチェーンを維持し、産業活動や県市民生活に必要な物資を届けられることが求められている。

国内外で旅客船や貨物船の乗客・乗員が感染し、港湾を通じた国内への感染拡大のおそれや、患者の搬送、船内消毒等のため船舶が港湾内に長期間停留し、荷役やその他船舶の利用に支障をきたすことが懸念される。

我が国の港湾は、国際海上貿易、国内海上交通・物流の拠点として重要な役割を持っている。中でも名古屋港は、コンテナ貨物、バルク貨物（ばら積み貨物）、完成自動車を取り扱う総合的な港湾であり、背後地域の高付加価値を産み出す「ものづくり産業」を強力に支援する重要な役割を担っている。

感染症をめぐる国内の状況は日々変化しており、感染拡大防止と港湾活動の両立が求められる中、名古屋港では感染又はその疑いが発生した場合に、港湾の機能に与える影響をできるだけ抑え、港湾機能の継続を図ることが必要不可欠である。

そのため、感染症が拡大しても、港湾機能を維持していくために、入港する船舶や港湾において感染症又はその疑いが生じた場合の体制、対応等について、予め明らかにしておくことを目的とした具体の計画として、名古屋港港湾機能継続計画・感染症編（以下、「名古屋港感染症BCP」という）を位置づけるものとする。

2 名古屋港感染症 BCP で対象とする感染症

2.1 名古屋港感染症 BCP で対象とする感染症

感染症は多岐にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、新型コロナウイルスを対象に名古屋港感染症 BCP を策定したが、必要であると判断した場合には、その他の感染症にも準用することができるものとする。

2.2 新型コロナウイルス感染症の概要

新型コロナウイルスの特徴として、主に飛沫感染や接触感染によって感染するため、密閉空間（換気の悪い空間）、密集場所（多くの人々が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）の環境で感染リスクが高まる。また、新型コロナウイルスは、約 2 週間に 1 箇所程度の速度で変異していると考えられ（変異株）、ウイルスの性質が変化することにより、感染の広がりやすさや、引き起こされる病気の重さが変わることもあれば、ワクチンや薬が効きにくくなることもある。

感染者が他の人に感染させる可能性がある期間は、発症 2 日前より発症後 7～10 日程度の間とされ、発症の直前又は直後では特にウイルス排出量が高くなると考えられている。また、無症状や軽症の人であっても、感染拡大の要因となる可能性がある。

感染者のうち、重症化する人の割合や死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向にある。重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある人、妊娠後期の妊婦とされる。重症化のリスクとなる基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙がある。（表 2-1 参照）

表 2-1 新型コロナウイルスの感染疑いがある症状

症状の種別	症状の内容
最もよくある症状	発熱、空咳、倦怠感
時折みられる症状	喉の痛み、下痢、結膜炎、頭痛、体の痛み、味覚又は嗅覚の消失、皮膚の発疹又は手足の指の変色
重篤な症状	呼吸が苦しい又は息切れ、胸の痛み又は圧迫感、言語障害又は運動機能の喪失

3 名古屋港感染症 BCP の目標

世界的な感染症の拡大に伴い、感染の疑いのある船舶が来航すると、感染者の隔離・搬送、感染疑い者の検査、船内の消毒や船員の交代等のため、貨物船・フェリーが港湾内に長期間停泊し、係留施設の長期占有や、荷役遅延のリスクも発生する。

また、国内で感染症が発生・まん延した場合には、名古屋港においても港湾関係者や入港船舶の船員・乗客に感染症が拡大する恐れがあり、労働者の不足や事業所の一部閉鎖、船舶の運航停止等が懸念される。更に、国の関係官署及び港湾管理者、その他の関係機関の業務機能の低下や、船社、船舶代理店、海貨業者・フォワーダー、港運・陸運事業者等の港湾関係事業者の事業活動の遅延につながる。

名古屋港感染症 BCP は、感染症に伴い、名古屋港における港湾機能の健全な継続が困難となるような状況を回避し、中部圏のものづくり産業と県民・市民の暮らしへの影響を軽減することを目的とする。物流インフラとして影響を最小限に抑えるとともに、公共交通としての役割を果たし港湾機能の継続を目標とする。

なお、自然災害のケースでは、通常、発災直後の状況以上に港湾機能が低下することはなく、以降は早期復旧を目指して対応していくことになるが、感染症発生・拡大時の自然災害のケースでは、感染症への対応が不十分な場合、感染拡大に伴う応急復旧の遅延により港湾機能の復旧が遅れる可能性があるため、名古屋港感染症 BCP に基づいて拡大防止策を迅速に講じることによって、名古屋港における感染拡大を的確に抑制し、災害時の応急復旧活動への影響を軽減することも想定する。

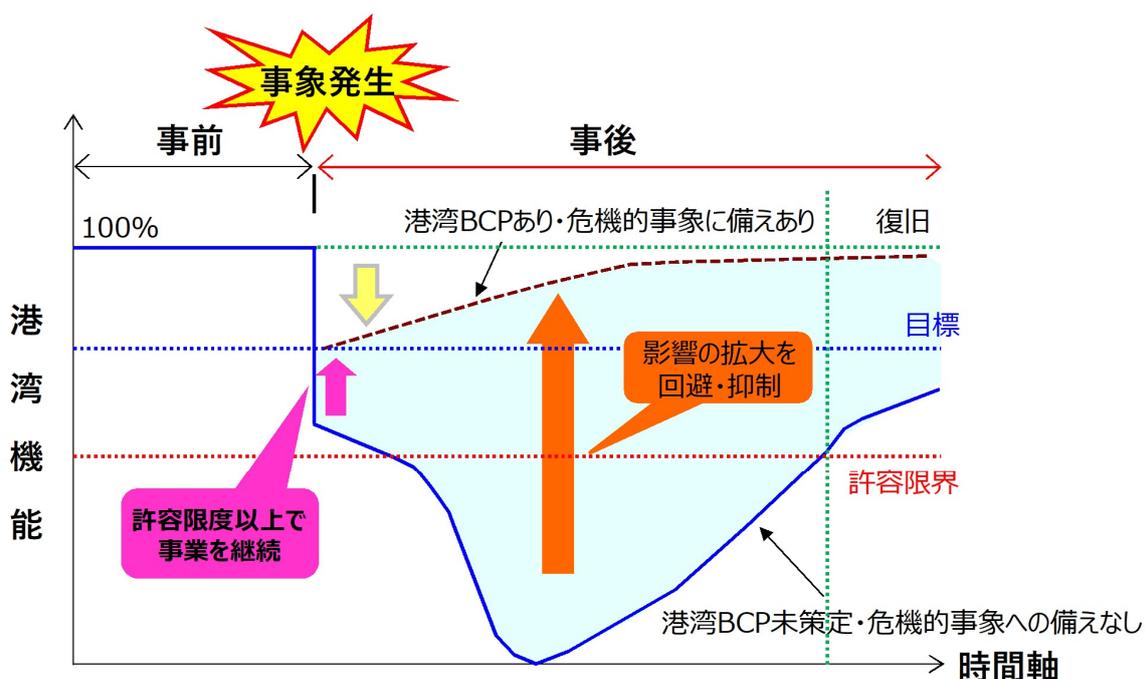


図 3-1 港湾における感染症 BCP の概念

4 名古屋港感染症 BCP で想定する対応期間・流行段階

新型コロナウイルス等の感染症対策は、流行の段階に応じて取るべき対応が異なり、長期的な対応も想定される。こうした状況下であっても、港湾における感染症のまん延防止と事業継続を図ることが重要である。「港湾の事業継続計画策定ガイドライン（感染症編）（令和 3 年 4 月）」では、新型コロナウイルスの流行段階を、新型コロナウイルスが発生する前から、海外での発生や国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでの 5 つの段階に分類している。

一方、地域での流行状況は様々であり、その状況に応じて柔軟に対応する必要があることから、国における流行段階のうち、国内発生早期及び国内感染期については、「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（令和元年 10 月）」における流行段階より、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期の 3 段階に分けて判断する。各流行段階における対応時期の目安は、以下のとおりである。

なお、流行段階の期間は極めて短くなる可能性があり、必ずしも順を追って進行するとは限らないということに留意が必要である。

① 未発生期

新型感染症発生に備え、体制の整備・強化を図る時期を指す。関係機関、港湾関係者等において、防疫用資源（資器材）の準備・備蓄、感染症リスクに対する関係者の認識共有、感染症発生時に備えた対応の検討、連絡体制の充実、訓練等を計画的に進めておく必要がある。

② 海外発生期

海外にて感染症が発生した事がニュース等で取り上げられ、感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集・共有を行い、国内への侵入をできる限り抑えるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期を指す。感染症の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の対応を確認する。

③ 県内未発生期

国内にて感染症が発生しているが、県内では感染症の患者は確認されていない時期を指す。全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、国内感染の拡大をできる限り抑える時期を指す。名古屋港での感染症発生に備えた対応を進めておく。

④ 県内発生早期

県内で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、県内感染をできる限り抑える時期を指す。名古屋港での感染拡大に備えた対応を進める。

⑤ 県内感染期

県内で感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態であり、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期を指す。また、感染症による港湾機能の低下を最小限に抑えるため、関係機関、港湾関係者等が行う防疫措置の強化や業務の継続の維持を図る。

⑥ 小康期

感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期を指す。国内外の移動制限等の緩和に伴う感染拡大を想定し、引き続き水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持する。

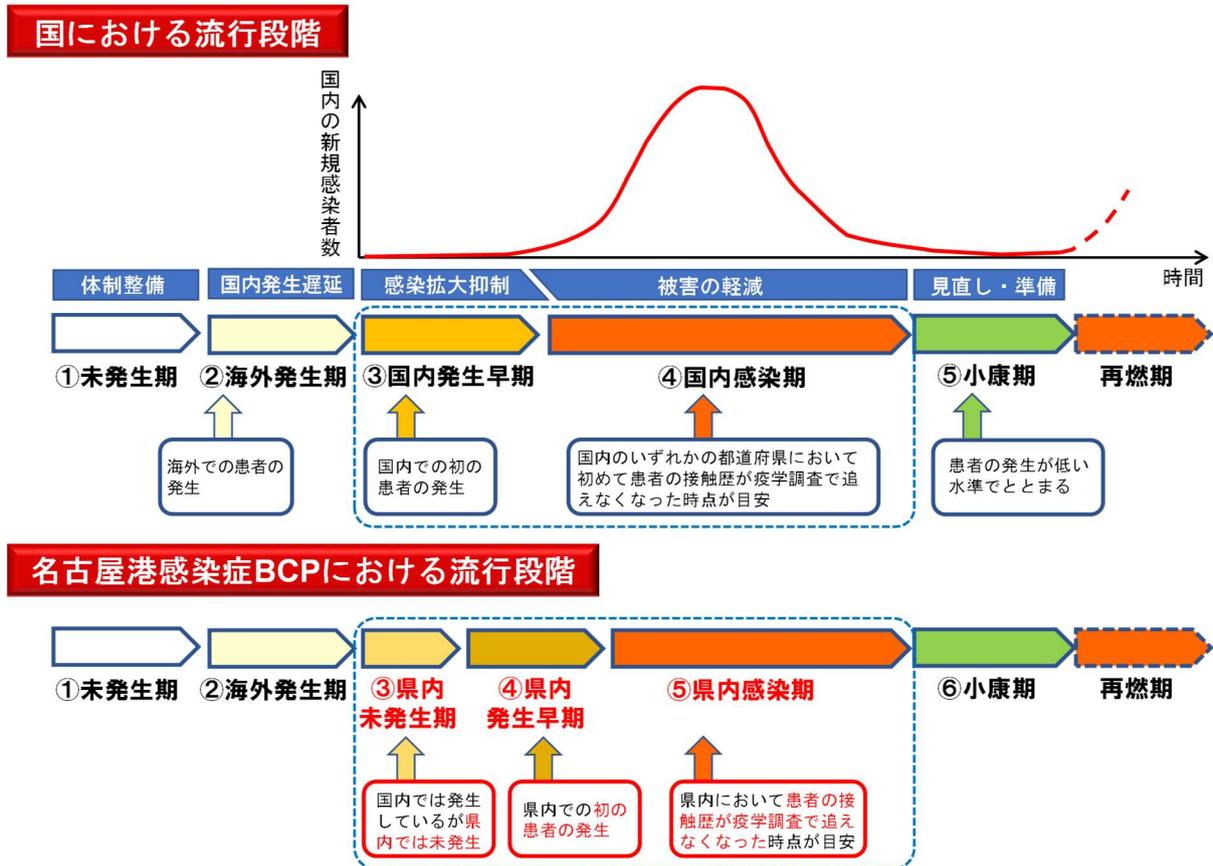


図 4-1 国と名古屋港感染症 BCP における流行段階

5 実施体制

名古屋港感染症 BCP 協議会（以下、「協議会」）を設置し、継続的に運営していく（表 5-1、図 5-1）。

表 5-1 名古屋港感染症 BCP 協議会の構成員（順不同）

種別	機関等の名称
関係団体・企業 (14 者)	伊勢三河湾水先区水先人会
	名古屋港運協会
	名古屋海運協会
	名古屋外国船主代理店会
	名古屋日本船代理店会
	名古屋四日市国際港湾株式会社
	名古屋港埠頭株式会社
	飛島コンテナ埠頭株式会社 (TCB)
	名古屋ユナイテッドコンテナターミナル株式会社 (NUCT)
	中部沿海海運組合
	東海内航海運組合
	全国内航タンカー海運組合東海支部
	東海北陸旅客船協会
	太平洋フェリー株式会社
行政機関 (10 者)	厚生労働省 名古屋検疫所
	国土交通省 中部運輸局 海上安全環境部
	国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 クルーズ振興・港湾物流企画室
	国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課
	海上保安庁 名古屋海上保安部
	愛知県 保健医療局 感染症対策局 感染症対策課
	名古屋市 健康福祉局 感染症対策室
	名古屋港管理組合 総務部 危機管理課
	名古屋港管理組合 港営部 港営課
	名古屋港管理組合 港営部 海務課

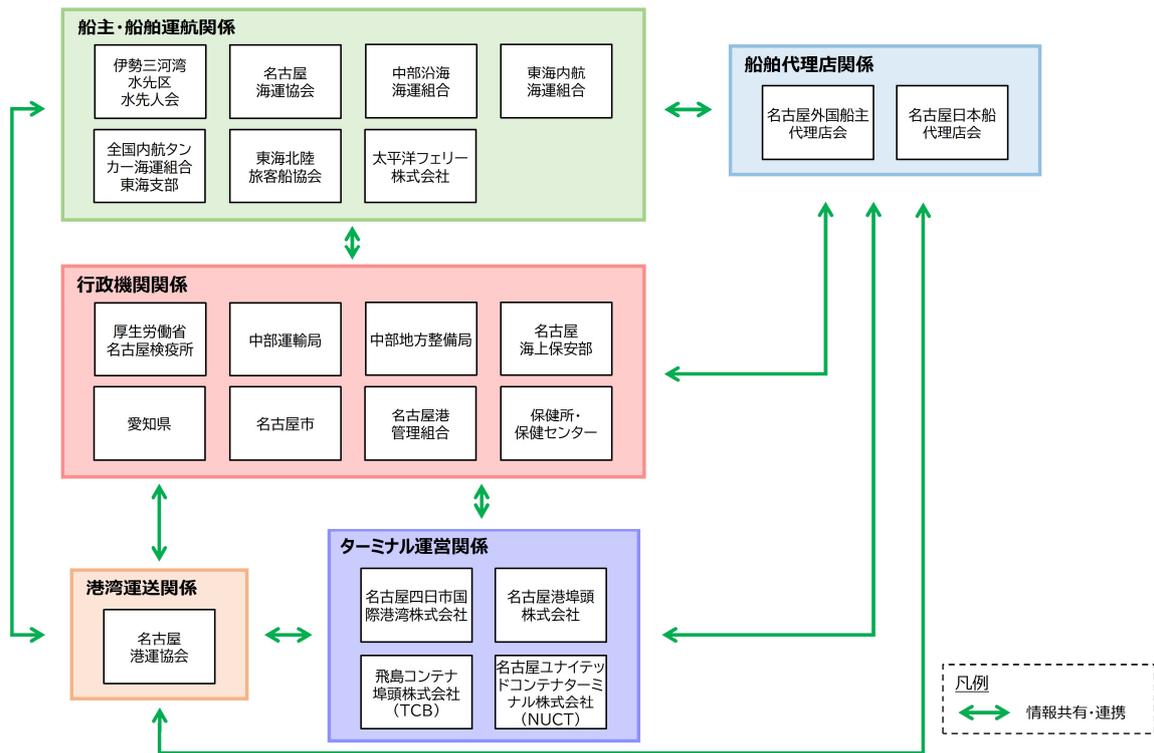


図 5-1 協議会の実施体制

6 各流行段階において想定されるリスク

【貨物船編¹】

① 未発生期

- ・特記事項なし

② 海外発生期

〈※②～⑤に跨るリスク〉

- ・外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生するリスク
- ・港湾関係の労働者が、感染リスク回避のため、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船に係るサービスを提供できないリスク
- ・外航貨物船が船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク
- ・検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船等が岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク
- ・感染疑い船²の前港及び着岸岸壁により防疫機関が異なることによる混乱のリスク
- ・水先人が感染疑い船に乗り込めないことによる入港予定岸壁に着岸できないリスク
- ・検疫や消毒作業を実施する際に、大型船³に対して岸壁を提供できないリスク
- ・外航貨物船の船員が外国にて交代・乗船することにより感染し入港するリスク
- ・外航貨物船の船員が前港以前の荷役労働者との接触により感染し入港するリスク

〈※②～⑥に跨るリスク〉

- ・無症状感染者⁴から船員及び港湾関係の労働者に感染が拡大し、荷役に影響するリスク

③ 県内未発生期（国内発生早期）

〈※③～⑤に跨るリスク〉

- ・港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク

④ 県内発生早期

〈※④～⑤に跨るリスク〉

- ・通勤時や家族等からの感染、港湾関係の労働者の間や港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク
- ・港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスク
- ・食料や燃料、船用品など物的資源の調達及び補給に伴い船員が濃厚接触者等になるリスク
- ・着岸後における港湾関係の労働者からの外航貨物船の船員への感染拡大により、本船の自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク

⑤ 県内感染期

- ・国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスク

⑥ 小康期

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク
- ・外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染が再発生するリスク

- 1：貨物船とは、物流の観点から、国内外の貨物船（コンテナ、ドライバルク、タンカー、自動車船、RORO 船等）、及び貨客船を対象とする。
- 2：感染疑い船とは、新型コロナウイルスの症状により感染の疑いがある船員等が乗船している船舶とする。
- 3：大型船とは、-12m を超える岸壁水深が必要な船舶とする。なお、公共岸壁にあたっては、最大水深-12m までである。
- 4：無症状感染者とは、臨床的特徴を呈していないが、新型コロナウイルスを保有している者とする。

【フェリー編⁵】

① 未発生期

- ・特記事項なし

② 海外発生期

- ・特記事項なし

③ 県内未発生期（国内発生早期）

〈※③～⑤に跨るリスク〉

- ・フェリーの乗船者に感染者が発生することで、岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク
- ・フェリーに乗船した感染者が国内移動時に、県内感染を発生させるリスク
- ・フェリーのクルー、ターミナル関係者等における感染発生によって、船舶の運航が休止となるリスク
- ・フェリーの乗船者からクルーへ感染が拡大するリスク

④ 県内発生早期

- ・フェリーに乗船した感染者が国内移動時に、県外感染を発生させるリスク

⑤ 県内感染期

- ・フェリーの利用による広域移動により国内感染が拡大するリスク
- ・港湾関係者間における感染拡大によって、国内航路の運航が維持できなくなり国の経済活動や国民生活に著しい影響が及ぶリスク

⑥ 小康期

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う船舶運航者や港湾関係者間の感染拡大が再発するリスク

5：フェリーとは、旅客の観点から、国内のフェリー、貨客船、定期旅客船を対象とする。

なお、国内クルーズは「名古屋港におけるクルーズ船受入の際の感染拡大予防マニュアル」を参照するとしたが、令和5年5月8日に廃止している。

【災害対応編】

① 未発生期

- ・特記事項なし

② 海外発生期

〈※②～⑤に跨るリスク〉

- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、県内に流入するリスク

③ 県内未発生期（国内発生早期）

〈※③～⑤に跨るリスク〉

- ・県外で感染が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が受けられないリスク
- ・派遣部隊に感染者が発生し、県外から感染が流入するリスク

④ 県内発生早期

〈※④～⑤に跨るリスク〉

- ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染が拡大するリスク
- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生するリスク
- ・災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク
- ・被災地に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

⑤ 県内感染期

- ・県内に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が受けられないリスク
- ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が広域に拡大するリスク
- ・災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）に感染が拡大し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面（緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク
- ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生するリスク

⑥ 小康期

- ・措置緩和に伴う感染拡大の再発リスク

7 対応計画

想定されるリスクの対応にあたっては、以下に示す各種ガイドライン等を適切に参照するものとする。

※将来発生する恐れのある新たな感染症対応への参考として、新型コロナウイルス対応時のガイドラインを記載する。

(1) 港湾関係資料

- ・ 新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について（新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処WG、令和3年6月17日一部改定）

- ・ クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人 日本港湾協会、令和5年3月13日（第9版））
※ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されたことに伴い廃止（令和5年5月8日）

- ・ 港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン（一般社団法人 日本港運協会、令和4年11月30日改定 第8版）
※ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類に変更され、今後の基本的感染対策の方針は「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」となることから廃止（令和5年5月8日）

- ・ 外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項（国土交通省海事局・港湾局、令和2年7月1日改定）

- ・ 船員や港湾労働者等が新型コロナウイルス感染症へ感染した場合等の感染拡大防止のための関係者との情報共有について（国土交通省港湾局・海事局、令和2年9月14日）

- ・ 港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン（一般社団法人 日本埋立浚渫協会・日本港湾空港建設協会連合会、一般社団法人 日本潜水協会、一般社団法人 日本海上起重技術協会・全国浚渫業協会、令和5年3月13日改定）
※ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い廃止（令和5年5月8日）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大時の港湾運送の確保について（国土交通省港湾局、令和2年4月13日）

(2) 船舶関係資料

- ・ 感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について（国土交通省海事局安全政策課、令和2年5月11日）
- ・ 新型コロナウイルス（COVID-19）に関するガイダンス（一般社団法人 日本船主協会、令和3年11月1日（第6版））
 - ※ 5類感染症への移行を受け廃止（令和5年9月29日）
- ・ 内航海運業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本内航海運組合総連合会、令和5年1月10日一部改訂）
- ・ 旅客船事業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン（第6版）
（一般社団法人 日本旅客船協会、令和5年3月3日改訂 令和5年3月13日実施）
 - ※ 5類感染症の移行に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が廃止され、基本的対処方針に基づく、イベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組が廃止されたことを受け廃止（令和5年5月7日）
- ・ 内航貨物船における感染症対策に係る港湾の新たな取り組み（国土交通省港湾局・海事局、令和4年8月31日）

【貨物船・フェリー編】

(1) 感染予防対策

① 未発生期

未発生期における感染症への備えは、第 8 章 マネジメント計画を参照すること。

② 海外発生期

名古屋港管理組合は、中部地方整備局等や保健所・保健センター、名古屋検疫所等防疫関係機関(以下、「防疫関係機関」と)の連携のもとに、感染症発症時の典型的な症状などの感染症の特性と海外における感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集を行い、名古屋港感染症 BCP 協議会(以下、「協議会」)を通じ、必要に応じて情報共有を実施する。

海外からの渡航者若しくは乗組員から、又はそれら相互の接触によって、船舶の旅客及びターミナル関係者等に感染が発生する事態を想定し、**船社、船舶代理店及びターミナル関係者等(以下、「船社等」)**は、ターミナル等における感染予防に係るポスターの掲示やアナウンスの実施、検温やマスク着用、手洗い及び手指消毒の徹底等の防疫措置を状況に応じて実施し、必要に応じて資器材を補充する。

なお、外航船について、海外から初めて名古屋港に入港する場合は、名古屋検疫所での対応となるが、名古屋港はセカンドポート⁶として入港することが少なくなく、その場合は着岸する岸壁によって、名古屋港に所在する市村(名古屋市、東海市、知多市、弥富市、飛島村)の保健所・保健センターでの対応となる。

船舶から感染若しくは感染が疑われる症状を有する者(感染者等)が判明した場合、**船社又は船舶代理店**は、速やかに関係行政機関に報告するとともに防疫関係機関の助言のもと当該感染者等の隔離等の所要の措置を行う。また、当該船員が乗船する船舶内で業務に従事した関係者や、当該船舶の外で接触した可能性がある関係者等に対し、必要に応じて情報共有を行う。

名古屋検疫所は、「新型コロナウイルスへの感染症の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」⁷(以下、「対処方針」)を参考に関係行政機関と、必要な情報共有を行う⁸。

また、**名古屋港管理組合**は、感染者等の情報について、協議会構成員へ必要に応じて情報共有を行う。

名古屋港管理組合、船社等は感染疑い船等が発生した際、検疫実施場所の調整や当該船舶が長期間岸壁を占有した場合における荷役の実施、船員の交代等について対処方針⁷を参考に検討する。

6：セカンドポートとは、入国港であるファーストポートに対し、その後同一国内で移動した先の港のことをいう。

7：名古屋港感染症 BCP 附属資料を参照。

8：検疫所はファーストポートとして入港する船舶に対応するのに対し、セカンドポート以降では保健所・保健センターが対応することとなる。

③ 県内未発生期（国内発生早期）

名古屋港管理組合は、中部地方整備局、防疫関係機関との連絡体制を活用した連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、協議会等を通じた情報の共有・更新を強化する。

船社等は、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用、手洗い及び手指消毒の徹底等の防疫措置を強化し、業務の継続性を維持できるよう、従業員等のローテーション勤務や職務の代替等について検討する。

感染者等が判明した場合は、当該**船社等**は、速やかに、関係行政機関に報告するとともに、防疫関係機関の助言のもと当該感染者等の隔離や船舶の消毒作業等の所要の措置を行う。また、**船社又は船舶代理店**は、当該船員が乗船する船舶内で業務に従事した関係者や、当該船舶の外で接触した可能性がある関係者等に対し、必要に応じて情報共有を行う。

フェリーについては、状況に応じて座席、客室（相部屋等）の間隔を空けての配席、船内施設の利用の制限、船内レストランの感染症防止対策等を図る。

④ 県内発生早期

県内未発生期の取組を継続し、通勤時の感染又は家族や友人からの感染に備えた感染予防措置の強化を行う。船舶から感染者等が判明した場合、**船社又は船舶代理店**は、速やかに関係行政機関に報告するとともに、防疫関係機関の助言のもと当該感染者等の隔離や船舶の消毒作業等の所要の措置を行う。

船社等は、業務の継続性を維持できるよう、従業員等のローテーション勤務や職務の代替等について必要に応じて実施する。

船社又は船舶代理店は、当該船員が乗船する船舶内で業務に従事した関係者や、当該船舶の外で接触した可能性がある関係者等に対し、必要に応じて情報共有を行う。

港湾労働者の感染が判明した場合には、**港運事業者等**は、当該従業員が船内での業務に従事した船舶等、接触した可能性がある関係者に対し、必要に応じて情報共有を行う。

⑤ 県内感染期

船社等は、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化を行う。船舶から感染者等が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに関係行政機関に報告するとともに、防疫関係機関の助言のもと当該感染者等の隔離や船舶の消毒作業等の所要の措置を行う。

県内発生早期の取組を継続し、**名古屋港管理組合**は防疫関係機関との連携のもと、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、協議会等を通じた情報の共有・更新を強化する。

港湾労働者の感染が判明した場合には、**港運事業者等**は、当該従業員が船内での業務に従事した船舶等、接触した可能性がある関係者に対し、必要に応じて情報共有を行う。

船社等は船舶の運航業務に関わる職員に対する感染症対策を徹底するとともに、従業員等に感染が発生した場合においても、感染の拡大を最小限に抑えるとともに業務オフィスの消毒等の所要の措置を迅速に行い、業務の継続性を維持できるよう従業員等のローテーション勤務や職務の代替性強化を実施する。

関係機関、港湾関係者は感染者を早期に発見し感染症の拡大防止を図るため感染症の抗原検査キット等の活用を検討する。

⑥ 小康期

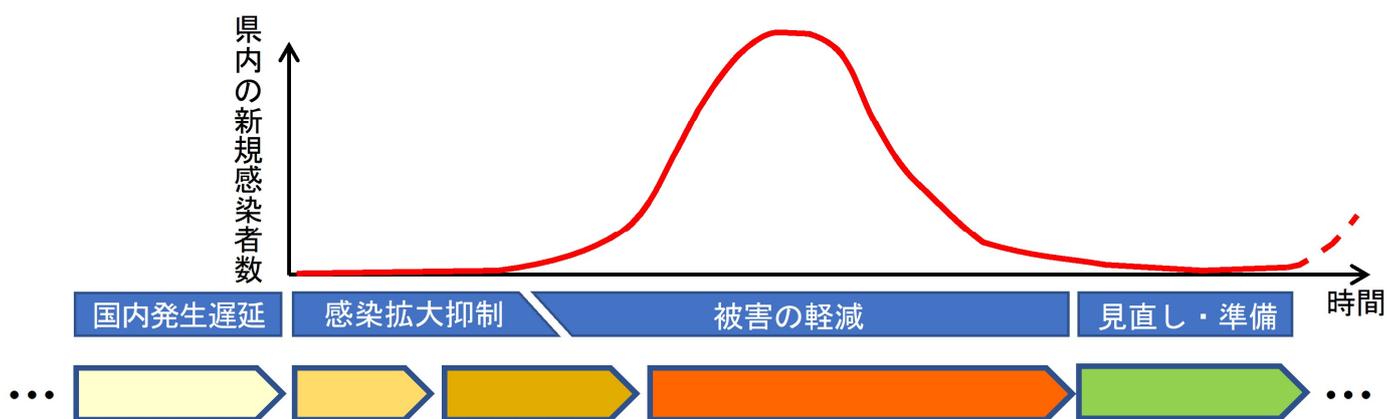
国内外の移動制限等の緩和に伴う感染拡大を想定し、**協議会構成員**は、状況に応じて必要な対策を継続する。

船社等は、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用、手洗い及び手指消毒の徹底等の防疫措置の実施、感染予防に係るポスター掲示やアナウンスの継続等を行う。

また、**協議会構成員**は、感染症の予防・防疫資機材の補充や、対応の見直しを行う。

名古屋港管理組合は、⑤県内感染期までの対応を振り返り、必要に応じて名古屋港感染症 BCP の改善、見直しを検討する。

表 7-1 各流行段階における主な対応方策



②海外発生期	③県内未発生期 (国内発生早期)	④県内発生早期	⑤県内感染期	⑥小康期
感染発生事例、有効な予防、 防疫措置に関する情報収集及び情報共有				
検温やマスク着用等				
ポスターの掲示やアナウンスの実施				
予防・防疫資器材について、その備え置き状況把握・補充				予防・防疫 資器材の補充
従業員等のローテーション 勤務や職務の代替等 について検討・実施		従業員等の ローテーション勤務や職務の 代替等強化		
必要に応じた 名古屋港感染症 BCPの改善、 見直し				

(2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

船社、船舶代理店は乗組員や乗客に感染者等が発生した場合、関係行政機関に連絡を行うとともに、防疫関係者等と対応を相談し、適宜他の船員の隔離を行うなどの感染防止対策の徹底を図る。港運事業者においては、防疫関係者等と対応を相談し、濃厚接触者となった作業員の隔離等を行い、感染防止対策の徹底を図る。検疫、荷役等の対応について、対処方針を参考に対応する。

また、名古屋港管理組合は、これら情報を取りまとめ、協議会構成員へ必要に応じて情報共有を行う。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は、他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係機関の意見を尊重する。
- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・感染者等が発生した船舶に水先人が乗り込む場合には、関係機関と相談、調整をしながら対応を実施する。

表 7-2 感染者等が発生した場合の対応及びその主体

	対 応 事案発生 → 終結まで継続	感染者発生		各協議会構成員の加入団体・企業等			
		【船員】 船社/ 船舶代理店	【港湾労働者】 港湾運送 事業者等	防疫関係機関		名古屋 港管理 組合	関係 行政 機関
				検疫所 外航 (1stPort)	保健所等 内航/外航 (2ndPort)		
感染疑い者の発生	関係行政機関へ連絡・相談	●		○	○	○	○
	防疫関係機関へ連絡		●		○		
PCR検査等の実施	感染疑い者への検査の実施			●	●		
感染者等の隔離等の対応	陽性者 医療機関、軽症者等療養施設等の確保・搬送			●	●		
	濃厚接触者 宿泊施設等への確保・搬送	●	●				
接触した可能性がある関係者等への対応	接触者リストの作成						
	防疫関係機関と対応相談	●	●	○	○		○*
	関係者への連絡						
消毒の実施	感染発生場所の消毒	●	●	●			
長期係留に備えた対応	岸壁調整	●				○	○

※接触した可能性がある企業・団体の対応については附属資料P.77～79を参照

凡例 ●:発信/実施 ○:受信 —:連絡・相談

参考例

○感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の情報共有（初動）※1,2

検疫所→ 名古屋港管理組合、中部運輸局、中部地方整備局、名古屋海上保安部、名古屋出入国在留管理局、名古屋税関

(提供情報)

- － 感染疑い船名
- － 感染疑い船の信号符字（コールサイン）
- － 感染疑い船の IMO 番号
- － 感染疑い船の現在位置
- － 感染疑い船の種類（例. コンテナ船）
- － 感染疑い船の全長、満載喫水／現喫水
- － 船籍国
- － 航路（例. 北米航路、欧州航路、中国航路）※3
- － 入港予定日時（例. ○月○日 ○時○分 △△港）
- － 有症者の職位（例. 船長、一等航海士、二等航海士等）、国籍、海技証書発給国及び人数
- － 有症者の症状

※1 名古屋港感染症 BCP 附属資料 P2 の様式を参照

※2 名古屋港がファーストポートの場合

※3 名古屋港の場合にあつては寄港実績を記載

出典：新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について

○船員や港湾労働者等が新型コロナウイルス感染症へ感染した場合等の感染拡大防止のための関係者との情報共有について※1

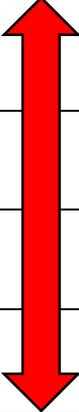
船社・船舶代理店→港湾運送事業者等	港湾運送事業者等→船社・船舶代理店
<p>(共有する情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> －船舶名 －感染疑い船の種類 (例. コンテナ船) －船員の感染が判明した旨 －発症日 －確定診断日 －寄港港湾・岸壁名 －寄港日 －荷役日 	<p>(共有する情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> －従業員の感染が判明した旨 －発症日 －確定診断日 －港湾・岸壁名 －船内での業務に従事した場合の乗船日・船舶名 －感染疑い船の種類 (例. コンテナ船) －業務に従事したターミナルや物流施設の名称・従事日 －利用した福利厚生施設 (例. 食堂、宿泊施設) 等の名称・利用日
<p>船員の感染が判明した場合には、船社又は船舶代理店は、当該船員の発症の2日前以降に、当該船員が乗船する船舶内で業務に従事した関係者や、当該船舶の外で接触した可能性がある関係者等に対し、個人が特定されない形で、情報共有を行う。</p>	<p>港湾労働者の感染が判明した場合には、港運事業者等は、当該従業員の発症の2日前以降に、当該従業員が船内での業務に従事した船舶等接触した可能性がある関係者に対し、感染者・濃厚接触者個人が特定されない形で、情報共有を行う。</p>

※1 名古屋港感染症 BCP 附属資料 P3,4 の様式を参照

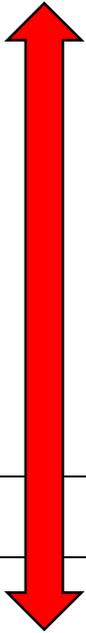
出典: 船員や港湾労働者等が新型コロナウイルス感染症へ感染した場合等の感染拡大防止のための関係者との情報共有について

【初動対応のフロー】

①外航船舶（ファーストポート）の場合

事象	船舶・船舶代理店	名古屋検疫所
【感染疑い】	名古屋検疫所へ通報	
		通報を受け情報収集 関係機関へ情報共有
【停泊又は着岸】		臨船検疫又は着岸検疫の実施
【陽性確定】		陽性者の搬送・隔離 ※船内隔離を行う場合あり
		濃厚接触者の特定
		濃厚接触者の搬送・待機等
		消毒の実施
		(仮) 検疫済証の交付
【荷役開始】		
【出航】		

②内航船舶・外航船舶（セカンドポート）の場合

事象	船舶・船舶代理店	保健所・保健センター
【感染疑い】	所在地の保健所・保健センターに連絡	
	名古屋市 港区保健センター 052-651-6537	
	東海市・知多市 知多保健所 0562-32-6211	
	弥富市・飛島村 津島保健所 0567-26-4137	
【陽性確定】		医療機関から報告を受け、 当事者の調査等
【停泊】		
	<u>接触者リストの作成</u> 感染者の症状（咳・発熱など）が出た 2日前からの接触者リスト	濃厚接触者の認定
	濃厚接触者の搬送	陽性者の搬送
	消毒の実施	
【出航】		

③事業所の場合

事象	感染者	事業所	保健所・ 保健センター
【感染疑い】	かかりつけ医も しくは産業医に 電話連絡の上、 受診、事業所へ 連絡		
【陽性確定】	医師からの告知 を受け、事業所 へ連絡		医療機関から報告 を受け、当事者の 調査等
		<p>接触者リストの作成</p> <p>感染者の症状（咳・発熱など）が 出た2日前から最後の出勤日（接触 した日）までの接触者リスト</p>	濃厚接触者の認定
		消毒の実施	

※参考

消毒 愛知県ペストコントロール協会

<http://www.aichipco.or.jp/>

愛知県 軽症者等宿泊療養施設

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/keisyousyaryouyoushisetu.html>

※ 5類感染症移行に伴い廃止

【災害対応編】

(1) 感染予防対策

① 未発生期

未発生期における感染症への備えは、第 8 章 マネジメント計画を参照すること。

② 海外発生期

外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、名古屋港管理組合及び中部地方整備局は、防疫関係機関との連携のもとに、外国からの災害対応従事者の感染対策（マスク着用、WEB 会議による三密回避等）、検温、支援船の着岸バース調整を行う。

外国からの支援について名古屋港 BCP 協議会（以下、「協議会（災害）」）を通じ、必要に応じて情報共有を実施する。

協議会構成員は感染予防対策用品の状況を把握し、必要に応じて補充を実施する。

③ 県内未発生期（国内発生早期）

名古屋港管理組合及び中部地方整備局は、派遣部隊を含め災害対応従事者の感染対策（マスク着用、WEB 会議による三密回避等）、検温、支援船の着岸バース調整を行う。

支援について協議会（災害）を通じ、必要に応じて情報共有を実施する。

④ 県内発生早期

県内未発生期の取組に加え、名古屋港管理組合及び中部地方整備局は、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小を行う。

中部地方整備局においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB 会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

災害対応従事者から、感染者等が判明した場合、協議会（災害）構成員は、速やかに防疫関係機関、名古屋港管理組合に報告するとともに、防疫関係機関の助言のもと当該感染者等の隔離等の所要の措置を行う。

また、協議会（災害）構成員は、接触した可能性がある関係者等に対し、必要に応じて情報共有を行う。また、名古屋港管理組合は、これら情報をとりまとめ、協議会（災害）構成員へ必要に応じて情報共有を行う。

被害状況調査や災害復旧活動等のローテーションによる実施体制の検討を行う。

⑤ 県内感染期

県内発生早期の取組に加え、名古屋港管理組合は防疫関係機関との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、協議会（災害）の場を通じた情報の共有・更新を強化する。

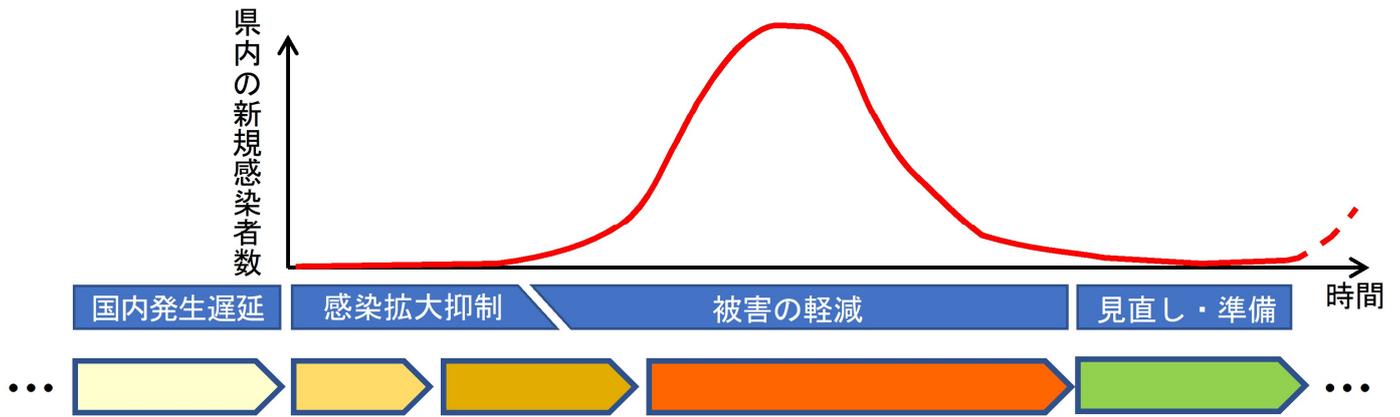
災害対応従事者は、感染予防措置や検温やマスク着用、手洗い及び手指消毒の徹底等の防疫措置の徹底強化を行う。

必要に応じて、被害状況調査や災害復旧活動等のローテーションによる実施を行う。

⑥ 小康期

国内外の移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスクを想定し、県内感染期の取組を状況に応じて必要な対策等を行う。また、協議会（災害）構成員は感染予防対策用品の補充を実施する。

表 7-3 各流行段階における主な対応方策



②海外発生期	③県内未発生期 (国内発生早期)	④県内発生早期	⑤県内感染期	⑥小康期
感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報収集及び情報共有				
検温やマスク着用等				
支援船バースの調整				
屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小				
オンラインでのリエゾン対応の検討				
				予防・防疫資器材の補充

(2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

災害対応従事者等に感染者等が発生した場合、防疫関係機関・名古屋港管理組合に連絡を行うとともに、協議会（災害）構成員に対して適宜、必要に応じて情報共有を行う。あわせて、防疫関係機関と対応を相談し、他の災害対応従事者等の隔離を行うなどの感染防止対策の徹底を図る。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係機関の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・感染者等が発生した事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」、「迅速」、「正確」な情報共有が重要である。

表 7-4 感染者等が発生した場合の対応及びその主体

	対 応 事案発生 終結まで継続	感染者発生	保健所等	各協議会(災害)構成員の加入団体・企業等		
		災害対応 機関/事業者		中部地方 整備局	名古屋港 管理組合	
感染疑い者の発生	<div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; display: inline-block;">関係行政機関へ連絡・相談</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; display: inline-block;">防疫関係機関へ連絡</div>	●	○		○	
情報共有	<div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; display: inline-block;">関係者間の情報共有</div>				●	○
PCR検査等の実施	<div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; display: inline-block;">感染疑い者への検査の実施</div>		●			
感染者等の隔離等の対応	陽性者 <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; display: inline-block;">医療機関、軽症者等療養施設等の確保・搬送</div>		●			
	濃厚接触者 <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; display: inline-block;">宿泊施設等への確保・搬送</div>	●				
接触した可能性がある関係者等への対応	<div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; display: inline-block;">接触者リストの作成</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; display: inline-block;">防疫関係機関と対応相談</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; display: inline-block;">関係者への連絡</div>	●	○			○※
消毒の実施	<div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; display: inline-block;">感染発生場所の消毒</div>	●				
リエゾンの調整	<div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; display: inline-block;">オンラインによるリエゾン対応</div>			●	●	
支援船の受入れ調整	<div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; display: inline-block;">支援船の着岸バース調整</div>			●	●	

※接触した可能性がある企業・団体の対応については附属資料P.77～79を参照

凡例 ●: 発信/実施 ○: 受信 —: 連絡・相談

8 マネジメント計画

流行状況によって感染症リスクが異なり、また、日本全体の感染症対策とも整合を図る必要があることから、名古屋港における感染症対策では、流行段階毎にリスク分析及び対策を検討することが重要である。

このようなことを勘案し名古屋港感染症 BCP のマネジメント計画においては、感染症の発生・まん延に備えた、未発生期における平時からの準備、体制整備、PDCA サイクルの在り方、海外発生期における予防的な措置などを関係者間で共有しておくものとする。

また、感染症の発生時に迅速な対応及び連携を行うために、協議会各構成員において、感染症に対する対応要領や BCP 等の作成を検討する。

(1) 事前対策

【貨物船・フェリー編】

名古屋港管理組合は、協議会を活用して、感染症の発生情報を収集するとともに、防疫措置の実施、感染者の隔離、感染発生場所の消毒・管理等を効果的、効率的に行うための連絡、調整体制を整備し、国内外における感染症発生の動向に常に注視する。

船社等は必要に応じて、船員、従業員、旅客が感染した場合に備え、感染発生時の対応の検討を行うとともに、感染症の予防・防疫資機材の準備⁹を行う。

また、船社等は、県内未発生期に入った時点で、名古屋港感染症 BCP 第 7 章 対応計画に基づいて、感染症が発生・まん延した場合の各々の具体の対処行動を確認し、従業員等の出勤抑制などの措置を講じなければならなくなった際の体制の確認をし、必要に応じて見直しを行う。

9：協議会構成員は、検温装置や防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品等の感染予防対策用品の備蓄状況の把握や消毒等感染拡大防止策の手順と業務依頼先の確認、感染者発生時の待機場所の確認など。

【災害対応編】

名古屋港管理組合は、以下について調整・検討を行う。

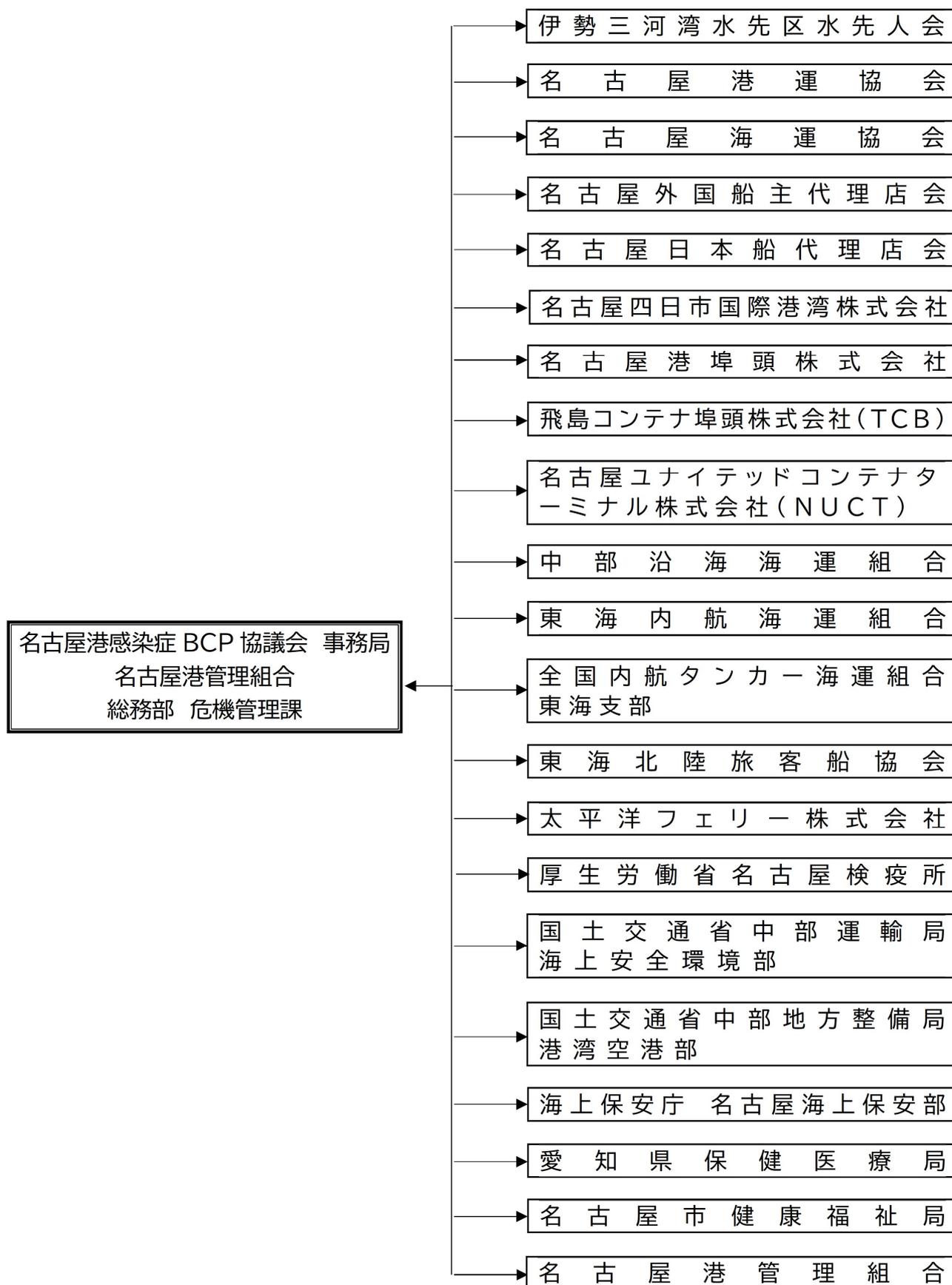
- ・感染症発生時においても関係業界団体等との間で災害協定が機能するための関係者調整。
- ・協議会（災害）等を活用し、感染症発生時に災害が発生した場合を想定した名古屋港の BCP の改善・拡充。
- ・感染症発生時における災害対応継続に向けた災害対応従事者の勤務体制（班別出勤体制・空間を分けて業務執行に当たる工夫等）。
- ・感染症感染リスクの低減を図るため、現地カメラ、ドローン等による遠隔地からの状況把握や WEB 会議の活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体制の構築。
- ・感染症がまん延時の、被災者の保護、避難移動等の対応策。
- ・マスク、消毒液など衛生用品・感染予防対策用品の確保。
- ・感染症発生時における TEC-FORCE の派遣方針に関する中部地方整備局との認識の共有。

(2) 教育・訓練

協議会構成員は、名古屋港において感染者が発生した際の訓練を実施することとする。

また、感染症リスクに対する港湾関係者の認識の向上を図るため、感染症リスクに関する基礎的な情報・データや港湾における過去の感染症災害事例等を必要に応じて情報共有するものとする。

表 8-1 事前対策、教育・訓練のための連絡体制



(3) BCPの見直し、改善

名古屋港感染症 BCP の実効性を向上させるため、PDCA サイクルの考え方にそって、新型コロナウイルス感染症の対応事例、各種検討結果及び協議会構成員等の BCP 等に基づき、適宜、名古屋港感染症 BCP の見直し・改善を行う。

また、名古屋港感染症 BCP が発動される事態が発生した場合は、小康期の時点で、具体の対処行動等の振り返り、必要に応じて名古屋港感染症 BCP の見直しを行うこととする。

なお、名古屋港感染症 BCP では名古屋港における対応を想定しているが、着岸バースの選定や患者の搬送先の確保など、近隣の港湾（背後自治体）との広域的な連携が必要な場合には、広域的な行政機関である中部地方整備局等とも連携の上、必要に応じて広域的な連携方策についても検討する。